

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(347名)、先進市町村で活躍している職員(21名(組織を含む))
(平成30年12月1日現在 計368 名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

- 対象市町村:定住自立圏を実施する市町村、
条件不利地域を有する市町村
- 財政措置の内容:
地域力創造アドバイザーを年度内に延べ10日以上又は5回以上(※1)招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
 - ※1 日帰りの場合は1回あたり6時間以上を確保すること
 - ※2 業務委託の場合も外部専門家の謝金(報償費)と自治体までの旅費、ワークショップに係る経費のみを対象とする(その他の事業経費等は対象としない)
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
 - ◇ 民間専門家等活用 (5,600千円/年)
 - ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (2,400千円/年)

活用例

以下のような事業の実施に当たり、外部人材を活用。

- 地域運営組織が行政に頼らず、自立し、自主運営していく基盤を作り上げることにより、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりコーディネーターとして活躍する人材を育成するために活用
(外部専門家の役割)
 - ・講義、ワークショップ等による、まちづくりコーディネーターの養成
- 市直営のワイン製造施設運営に関し、製造するワインの品質向上及び販売増進を図るために活用
(外部専門家の役割)
 - ・醸造技術・商品開発指導